

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則（規則九 四）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。